

在宅重度身体障害者緊急通報システム設置費助成要綱

(総則)

第1条 在宅重度身体障害者に対する緊急通報システムの設置に要する経費の助成については、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において「緊急通報システム」とは、簡単な操作により緊急事態を自動的に3箇所以上の緊急連絡先に通報できる受話器（身につけることが可能な緊急通報発信機を含む。）のうち、市長が認めた機器をいう。

(対象者)

第3条 助成を受けることのできる者は、次の各号に該当するものとする。

(1) 本市の区域内に住所を有している者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令15号）別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有する者

(3) ひとり暮らしで、自架設の電話を保有している者

(助成の内容)

第4条 助成は、受話器の機種変更工事に要する費用について行うものとし、その額は1件につき3,045円とする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、在宅重度身体障害者緊急通報システム設置費助成申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、設置の可否を決定し、緊急通報システム助成決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(設置完了届等)

第7条 緊急通報システム設置費の助成決定を受けた者が当該緊急通報システムの設置を完了したときは、緊急通報システム設置完了届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、当該緊急通報システムの設置を確認した後に助成を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

緊急通報システム設置費助成申請書

年 月 日				
(あて先) 横須賀市長				
申請者 住 所 氏 名				
身体障害者手帳				
障 害 名				
連絡先	連絡順位	1	2	3
	住 所			
	氏 名			
	電 話			
(事務処理欄)				

第 2 号様式（第 6 条関係）

緊急通報システム設置費助成決定（却下）通知書

年 月 日	
様	
横須賀市長	
印	
申 請 者	住 所
	氏 名
<p><input type="checkbox"/> 緊急通報システム設置費を助成します。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急通報システム設置費を助成しません。</p> <p>（理 由）</p>	

第3号様式（第7条第1項関係）

緊急通報システム設置完了届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
申請者	住 所 氏 名
完了年月日	
(事務処理欄)	